

11月9日は「119番の日」

問 衣浦東部広域連合消防局通信指令課 ☎(63)0138



皆さんと消防を結ぶダイヤルナンバー「119」にちなんで、昭和62年から11月9日が「119番の日」として設けられました。

皆さんの正確な通報が、迅速で的確な活動につながります。もしもの時に備えて119番通報について確認しましょう。また、通報は慌てず落ち着いて次の質問にはっきり答えましょう。

①火事か救急か

②住所（近くの目標物、ビルなどの場合は何階か）

③現場の状況

火事の場合 何が燃えているか、逃げ遅れ、けが人はいないかなど

救急の場合 誰がどうしたか、けが人などの年齢・性別・持病・かかりつけ病院

④通報者の氏名、電話番号

※救急車から確認の電話がかかってくる場合があります。

携帯電話・スマートフォンからの119番通報

携帯電話などからの通報は固定電話と同じように消防署につながりますが、市境で通報した場合、隣の消防署につながる場合があります。通信指令員がその地域の消防署に転送するので、電話を切らずに指示に従ってください。

また、GPS機能付き携帯電話やスマートフォンであれば通報場所が通知されますが、精度が数10m～10km程度と異なるため、災害場所の特定が困難となることがあります。携帯電話などで通報する場合は、通信指令員の聞き取りによる場所の特定が重要となるので、付近の住所や目標物（店舗、交差点名、橋など）を確認のうえ通報するようにお願いします。

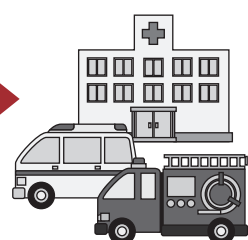


Net 119緊急通報システムによる119番通報

衣浦東部広域連合消防局では10月1日からNet 119緊急通報システムの運用を開始しました。これは当消防局管轄（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）に在住または通勤・通学中の人で、聴覚または音声・言語機能などに障害があり、音声による119番通報が困難な人が、お持ちのスマートフォンなどからインターネット回線を利用して、音声を用いることなく119番通報するシステムです。利用には事前登録が必要です。詳しくは衣浦東部広域連合消防局のホームページで確認してください。



スマートフォンから送信



救急車・消防車

緊急時以外は こちらの電話番号を利用してください

119番は、火災・救急などを通報する緊急回線です。火災発生場所、当番病院および小児に関する医療相談は、次の番号に問い合わせてください。

●火事の場所や状況が知りたいとき

災害案内テレホンサービス ☎(27)1119

●病院の案内、情報を知りたいとき

救急医療情報センター ☎(36)1133

※病状に応じて診療可能な最寄りの病院を24時間365日紹介しています。

●小児の症状に応じた医療相談をしたいとき

愛知県小児救急電話相談

☎#8000（短縮）または☎052(962)9900

※365日19時～翌日8時に看護師や小児科医からアドバイスが受けられます。